

令和5年7月25日より、解体工事業者登録に係る各種申請・届出の[東京共同電子申請・届出サービス](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_denshi.htm)による受付が始まりました。詳しくは下記をご覧ください。  
[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy\\_denshi.htm](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_denshi.htm)

#### ■ 受付可能な申請・届出

- (1) 解体工事業者に係る新規登録（申請）
- (2) 解体工事業者に係る更新登録（申請）
- (3) 解体工事業者登録事項変更の届出
- (4) 解体工事業者廃業の届出
- (5) 建設業許可の取得に伴う抹消の届出
- (6) 解体工事業者登録証明の発行（申請）

お問い合わせ先  
東京都都市整備局市街地建築部  
建設業課 審査担当  
代表 03-5321-1111 内線 30-666